

3章 啓発及び地域の普及に関する事項

1 住宅・建築物の耐震化に係る現状と課題

(1) 耐震化の現状

芦別市内の住宅・建築物 19,612 棟のうち、昭和56年の建築基準法改正前に建てられた木造建築物は 9,999 棟、非木造建築物は 2,720 棟（合計 12,719 棟）で全体の 65%を占めています。

住宅に限ると、全住宅棟数 10,473 棟のうち、昭和 56 年以前に建てられた棟数は 6,298 棟ですが「北海道耐震改修促進計画」の考え方に基づく耐震化率は 35.3%となっており、北海道が推計する北海道全体の非耐震化住宅の割合である 24%を上回っています。

仮に、全国どこでも起こりうる直下の地震（マグニチュード 6.9、芦別市の震度6弱）があった場合、市内の建築物すべてのうち、全壊約 289 棟、半壊約 2,289 棟となることが推計されています。

(2) 耐震化の課題

建物の耐震化を促進していくためには以下のような課題に対し、適切な施策を実施する必要がありますと考えられます。

a. 住民の意識

地震多発地域に比べ、地震や耐震化に対する住民の意識が必ずしも高いとは言えません。

b. 情報提供・相談窓口

① 耐震改修の手順

耐震化にあたり、何から始めれば良いのか、工事までにどのような手続きを行わなければならないのか相談できる窓口が不足しています。

② 耐震改修の費用負担

耐震改修工事を行う際の工事費がいくらぐらいなのか、費用負担等に関する情報を提供する窓口の充実が望まれます。

③ 技術者の選定

耐震診断・耐震設計・耐震化の工事について、それぞれ信頼できる技術者を選定するための情報や資料の問い合わせ先が未整備といえます。

2 耐震化促進への基本的な考え方

(1) 耐震化促進に向けた各主体の役割

a. 建物所有者の役割

建築物の所有者は、自らの財産である住まいは自らが守るという意識を持ち、地震に対する安全性を主体的に確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとします。

b. 建築関連事業者の役割

建築関連事業者は、住宅・建築物の安全性の確保は人命に係る重要な要素であるとの認識をもち、住宅や建築物の所有者をはじめ地域との信頼関係を築くことに努め、それぞれの企業努力の基に耐震改修のニーズを掘り起こし、耐震化工事に関する知識を深め、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物ストックの形成に努めるものとします。

c. 芦別市の役割

芦別市は、北海道との連携のもと、建物の耐震化に係る相談体制の整備や適切な情報提供を行うなど、住宅・建築物の安全性向上に関する啓発及び知識の普及に努め、芦別市民が安心して耐震診断・耐震改修が行える環境整備に取り組むこととします。

市民ひとりひとりの意識の芽生え・向上に合わせて、耐震診断及び耐震改修に対する負担低減のための制度について検討し、必要な施策を講じることにより耐震改修を促進します。また、芦別市が所有する公共建築物のうち耐震改修が行われていない4施設については、平成27年度中に耐震化を行うこととしています。

(2) 基本的な取り組み方針

芦別市における住宅・建築物の耐震化促進に向けた基本的な取り組み方針は以下のとおりです。

- 建物の所有者が建物の耐震化に対する認識を持つために、地震の危険性と建物の耐震性についての意識を啓発し、知識を普及することに努めます。
- 建物の所有者に対する耐震診断や耐震改修を行うために必要な情報の提供と、相談体制の充実に努めます。
- 耐震化の促進に向けた支援策については、国や北海道等と連携をはかるとともに、建築物の特性に応じて優先的に耐震化を促進すべき建築物等について検討を行います。
- 耐震診断や耐震改修の促進をはかるための建物所有者に対する費用軽減の措置について、検討を行います。

3 耐震改修促進法等による指導や命令等

芦別市は、建築物の所有者に対し、北海道や他の所管行政庁と連携して、耐震改修促進法に基づく指導等や、建築基準法に基づく命令等を必要に応じて実施し、耐震化を促進します。

(1) 耐震改修促進法に基づく指導等

耐震改修促進法に基づき、所管行政庁（北海道）は、特定建築物所有者に対して段階的な指導を行います。

芦別市は、北海道と連携し、特定建築物の耐震化の促進を推進します。

(2) 建築基準法に基づく勧告または命令

建築基準法では、耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合、所管行政庁（芦別市の場合には北海道）は建築基準法に基づく勧告や命令を行うことがあります。

建築基準法による勧告又は命令：

構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を。損傷、腐食その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うことができるとされています。

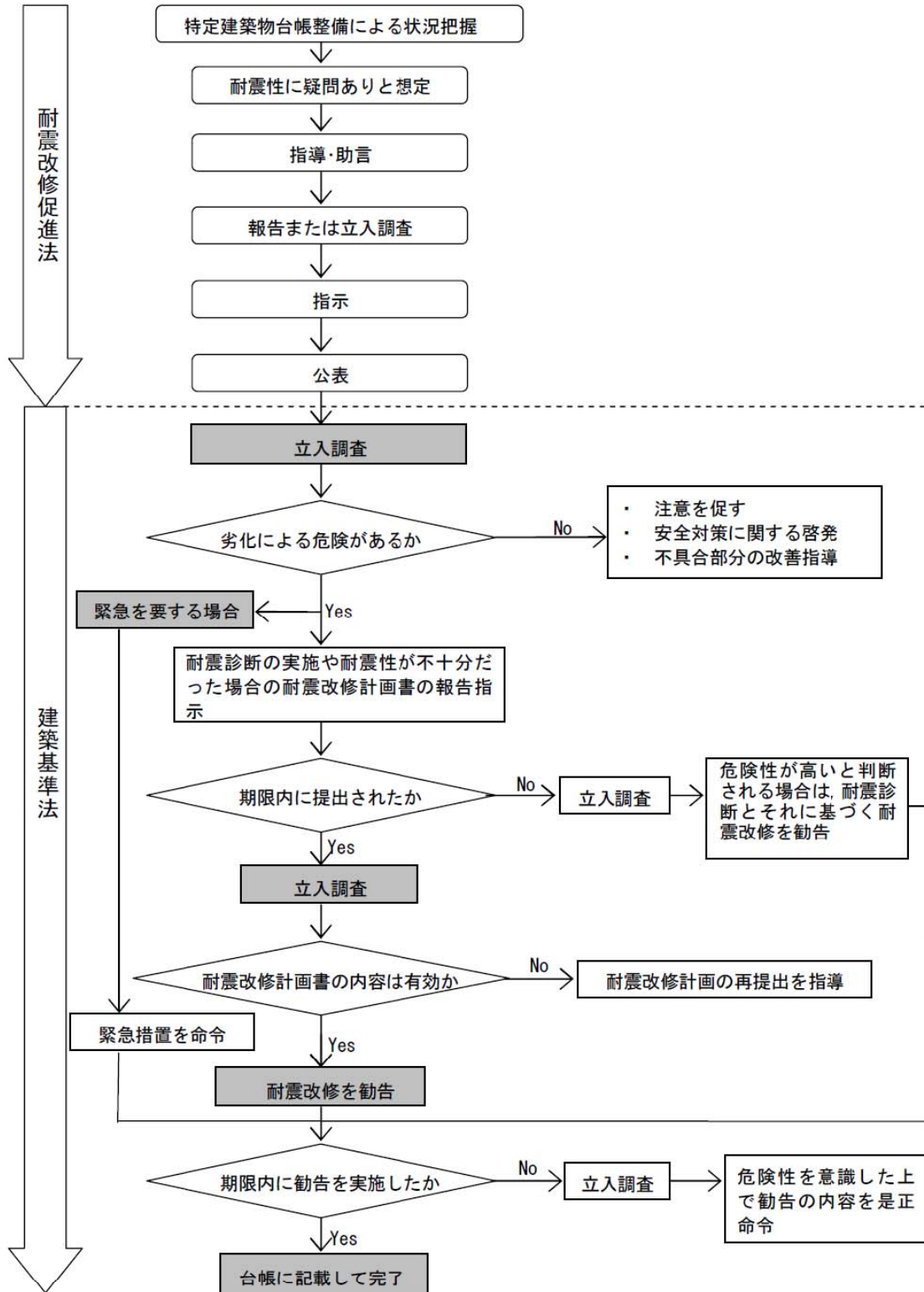
(3) 「全道建築物等地震対策推進協議会」との連携

「北海道耐震改修促進計画」においては、道は、市町村及び建築関係団体で構成する「(仮称)全道建築物地震対策推進協議会」を設置し、計画の着実な推進を図ることが位置づけられています。

協議会の設置にあたっては、住宅・建築物の耐震化をはじめとした災害予防対策と被災建築物の応急危険度判定の実施体制の整備を一体的に行う組織体制のあり方を検討し、道内の建築物等の総合的な地震対策を推進するとされています。

芦別市においても、協議会との連携を図りつつ、建築物等の総合的な地震対策を推進することとします。

指導・命令等の実施フロー図



4章 計画の達成に向けて

4 計画の達成に向けて

(1) 計画の見直し等について

本計画の計画期間は、平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 年間ですが、この間の社会情勢の変化や計画の実施状況に適切に対応するため、耐震化の進行状況を確認します。また、年度ごとに目標数値との比較検証を行い、必要に応じて施策の見直しなど計画の改定を行います。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により、今後、国の地震対策の変換も予想されますが、その際には、本計画も必要に応じて適切に見直すこととします。

(2) 国等の制度変更について

本計画に関わる国等の制度の変更があった場合には、本計画の見直しを行うまでの間は、本計画はその内容に整合するものとします。